

定 款

一般社団法人 間質性膀胱炎国際会議

令和2年11月30日改定

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 間質性膀胱炎国際会議と称し、英文では、International consultation on Interstitial Cystitis, Japan (略称：ICICJ)と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、世界の代表的専門家が一同に会し、日本のみならず、世界での間質性膀胱炎 (Interstitial Cystitis: IC) の認知度を高め有効な治療法を開発し、提供できるよう、国際会議を主催することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 間質性膀胱炎に係る有効な画像診断法及び治療法の研究並びに開発
2. 国内外における国際会議、国際学会、年次集会及び講演会の開催並びに運営
3. 専門医認定制度の構築、運営及び実施
4. 国際共同研究及びその普及支援事業
5. 国内外における知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持及び管理
6. 学術情報雑誌及び専門書籍等の企画、編集並びに出版
7. ウェブサイトの企画、制作及び運営
8. 前各号に附帯する一切の業務

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第 6 条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。) 上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 正会員以外の会員種別については、理事会により別に定めるものとする。

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知するものとする。

(会 費 等)

第 8 条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負うものとする。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(会員資格の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡又は解散したとき。
3. 半年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(除 名)

第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。

(会員名簿)

第 12 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議 決 権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 事 録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役 員 等

(役員及び会計監査人の設置等)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

理 事 3名以上

監 事 1名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事から若干名を業務執行理事とすることができる。

(選 任 等)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法定及びこの定款で定めるところにより、この法人

を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告

2. 貸借対照表

3. 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。